



令和 8 年 9 月 2 9 日

亀岡市議会議長 小川 克己 様

発議者	松山	雅行
	竹内	博士
	土岐	新
	梅本	靖博

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

障がいのある方のライフステージに応じた切れ目のない支援と、
家族の就労・生活を支える仕組みの充実を求める意見書（案）

障がいのある子どもが高等学校等を卒業し、児童福祉から障がい福祉へと移行する時期、いわゆる「１８歳の壁」は、本人の生活のみならず、家族の就労、世帯所得、ひいては地域社会の在り方にまで影響を及ぼす極めて重要なライフステージである。

卒業を契機に放課後等デイサービス等は終了し、成人期サービスへ移行するが、支援内容や利用時間の変化により、日中の居場所が十分に確保できない場合が少なくない。日中一時支援や移動支援も、市町村の裁量的事業である制度構造や事業所・従事者不足により必要十分なサービスを受けられず、家族が送迎や見守りを担うため、遅刻、早退、勤務中の離席、短時間勤務や、正規雇用からパートへの雇用形態変更等で離職を余儀なくされる事例が生じている。

これは「介護離職」やビジネスケアラー問題として、世帯収入減少と生活基盤の揺らぎに直結している。「１８歳の壁」は、障がいのある本人への福祉サービスの問題にとどまらず、家族の就労継続、生活の安定、企業の雇用維持にまで影響を及ぼす構造的課題である。安心して暮らし続けるためには、年齢や制度区分で支援が途切れることなく、本人支援と家族の就労・生活支援を一体的に整備することが不可欠である。個々の企業の配慮だけに委ねるのではなく、企業が柔軟な働き方を維持できるよう国として環境整備や必要な支援を行うことが必要である。

よって、国においては、必要な支援を切れ目なく受けられ、安心して働き続けられる社会の実現に向け、次の事項について早急に取り組まれるよう求める。

記

- 1 ライフステージ移行期における「トランジション支援」の法制化と省庁間連携強化による切れ目のない体制を構築すること
- 2 １８歳以降の日中活動・生涯学習機会の保障と柔軟な運用を支える障害福祉報酬体系及び制度運用の見直しの推進を図ること
- 3 日中一時支援・移動支援等の地域生活支援事業における地域格差解消と十分な財政措置・人材確保策を断行すること

- 4 障害福祉サービス従事者・相談支援専門員等の処遇改善の抜本的強化と事業所の安定運営を担保する適切な基本報酬改定を行うこと
- 5 家族の就労継続やレスパイト支援の障害福祉計画への明確な位置付けと相談体制・情報提供機能の拡充に努めること
- 6 育児・介護休業法の柔軟な運用及び関連ガイドライン整備による障がいのある家族を支える従業員の雇用継続を実現すること
- 7 両立支援等助成金の画期的な拡充等を通じた柔軟な勤務環境を整備し雇用維持を図る企業への多角的な財政的支援を導入すること
- 8 家族の就労形態変更・離職等に伴う経済的困窮を防止する税制・社会保険料・各種手当等の総合的経済支援策を検討すること
- 9 障害者総合福祉推進事業を活用した全国実態調査の継続実施と省庁の縦割りを排した横断的連携支援体制を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月1日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		
財務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		

亀岡市議会 議長 小川克己